

福島県職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 措置請求書の提出日

福島県職員措置請求書は令和5年8月7日付けで提出され、同年8月8日付けで受け付けた。

3 請求の内容

福島県職員措置請求書の要旨は、以下のとおりである。

(1) 請求の対象

違法に求償権（不当利得返還請求権）行使を約9年間怠った管理者

(2) 請求の対象とする行為又は事実

平成24年5月から9月までに不動産仲介業者（以下「当該事業者」という。）に対し借上げ住宅の賃料591万0,471円を過誤払いした後、一部返還された額を除いた173万3,600円の返還を求める民事調停の申立てを行うための議案を令和3年9月県議会に提出し、令和4年6月7日に調停が成立するまで、当該事業者が返還請求に応じないために約9年間不当利得返還請求権を行使していない。

(3) 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

求償権（不当利得返還請求権）の行使を怠る行為は、財産の管理を怠る事実当該違法である。また、一部過誤払金や遅延損害金を免除することは違法である。

(4) 県に発生した又は発生の可能性のある損害

県が民事調停において免除した過誤払金及び遅延損害金

(5) 是正、改善等必要とする措置の内容

上記(1)の管理者に対し、(4)の損害金の請求を義務付けるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度が機能しておらず、信用できないため。

5 事実証明書

- ①令和3年9月議会定例会 議案第36号（民事調停の申立てについて）・同議案説明資料
- ②調停調書（令和4年6月7日付け調停成立）
- ③支出命令書（令和3年11月17日支払、件名「借上げ住宅の宅地建物取扱業者に対する過誤払賃料返還民事調停等業務委託」）

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、令和5年8月8日付けでこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和5年9月14日に、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の陳述の聴取を行った。

なお、陳述にあたって、請求人から意見書及び新たな証拠の提出があった。

1 提出された新たな証拠

- ④公文書開示決定等期間延長通知書

2 主な陳述内容

請求人の陳述及び意見書のうち、本件請求に係る主な内容は以下のとおりである。

(1) 怠る事実について

請求人は、平成24年の借上げ住宅の賃料591万0,471円の過誤払いについて、約9年間不当利得返還請求権を行使しなかったことが、財産管理を怠る事実該当し違法であると主張している。

この点について請求人は、約9年間に一部返還された額があったこと、及び県からの再三にわたる返還請求に当該事業者が応じなかったために民事調停の申立てがなされたことを請求書に記載しており、請求人が提出した事実証明書①（令和3年9月議会定例会議案）にも同様の記載がなされている。

これらの事実は、平成24年から約9年間に県が返還請求権を行使してきたことを請求人が認めているとも思われることから、請求人に「怠る事実」であると考え理由について尋ねたところ、以下の趣旨の発言があった。

<発言概要>

過誤払いによる不当利得返還請求権の訴訟手続を約9年間も怠る違法について、福島県は法第240条に基づき、過誤払金について督促し、応じない場合訴訟手続で回収する義務がある。それを義務付けているのは地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）第171条の2第3号である。令和3年9月議会定例会議案第36号では、平成24年に支払った過誤払いについて、再三にわたる返還請求に応じないため民事調停の申立てを行うと記載があるが、督促状を発送して返還請求に応じなければ、遅くとも1年間以内には訴訟手続を行う義務があり、約9年間も訴訟手続を行わないことは、財産管理を怠る事実該当し、違法である。

(2) 県の損害について

請求人は、請求書において、県に発生した又は発生の可能性のある損害として、「福島県が民事調停にて免除した過誤払金と遅延損害金」と記載していることから、その根拠を尋ねたところ、根拠については「ありません。」との発言があった。

(3) 民事調停の合意内容に対する違法・不当について

請求人は、請求書において、県に発生した又は発生の可能性のある損害として「福島県が民事調停にて免除した過誤払金と遅延損害金」と記載するとともに、当該行為から1年経過していても住民監査請求を行う期間制限の適用を受けない理由として「調停内容の違法性、不当性を判断する必要な事実が隠されている場合に該当する。」と記載していることから、今回の住民監査請求において、調停で成立し

た内容の違法性又は不当性を問う趣旨であるのかを尋ねたところ、調停の結果について監査し、回収できていれば問題ないとの発言があった。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

福島県職員措置請求書及び請求人の陳述等に基づき、平成24年に当該事業者に対し借上げ住宅の賃料591万0,471円を過誤払いした後、一部返還された額を除いた173万3,600円の返還を求める民事調停の申立てを行うための議案を令和3年9月県議会に提出し、令和4年6月7日に調停が成立するまで、当該事業者が返還請求に応じないために約9年間不当利得返還請求権を行使していないとしている事案に関し、以下の事項を監査対象とした。

- ①県が、当該過誤払金の返還請求を怠っていたか。
- ②民事調停における和解等により、県に損害が発生しているか。損害が発生している場合、県が求償権行使を怠っていたか。

(2) 監査対象機関

借上げ住宅^{*}を所管する土木部建築総室（以下「建築総室」という。）を監査対象機関とした。

※注：居住する住宅を災害（本件では東日本大震災）で失った被災者に対して、県が民間賃貸住宅を借り上げ、災害救助法に基づく応急仮設住宅として供与するものをいう。

	借上げ住宅	参考： 県営住宅
根拠法	災害救助法	公営住宅法
所管官庁	内閣府(発災時は厚生労働省)	国土交通省
予 算	災害救助費	一般財源
対象者	被災者	住宅に困窮する低額所得者
物件所有者	民間事業者等（貸主）	県
県の立場	賃借人（被災者に転貸）	貸主
県収支	家賃の支払い	家賃を徴収

(3) 監査の実施

令和5年9月1日に職員調査を行い、令和5年9月8日に監査委員による監査を

実施した。なお、電話等により追加聴取を行った。

(4) 個別外部監査契約に基づく監査によらない理由

外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることにある。

本件請求は、求償権の行使に関するものであり、その違法・不当の判断を行うに当たって、特に外部の者による専門的な知識等を必要とする事案であるとは認められない。

よって、本件請求による監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関である建築総室について、聴取及び関係帳簿及び関係書類の調査を行い、次の事項を確認した。また、借上げ住宅の基本的事項等については、「東日本大震災の記録と復興の歩み」（平成25年3月福島県災害対策課）等により補足的な調査を行った。

(1) 借上げ住宅に関する基本的事項

ア 借上げ住宅について

平成23年3月11日、三陸沖を震源として発生した平成23年東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0を記録し、国内観測史上最大級の地震となり、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を引き起こし、多くの県民が避難生活を余儀なくされた。同年3月16日には県内52市町村556か所に設置された一次避難所に7万3,608人が避難し、その後、二次避難所（旅館・ホテル等）へ移り、さらに仮設（借上げ含む）住宅等へ移動するなど、長期間にわたる避難生活が続いた。平成24年5月のピーク時には16万4,865人にのぼる。

建築総室は、地域防災計画に基づき、直ちに応急仮設住宅の整備を開始したが、未曾有の複合災害に対応しながら、必要となる大量の応急仮設住宅を、建設によ

り迅速に整備することは困難であると判断、国や宅地建物取引事業者と協議し「借上げ住宅制度」の導入を検討、平成23年3月25日、全国で初めて災害救助法に基づく民間借上げ住宅特例措置制度が適用された。

借上げ住宅の契約にあたっては、建築総室が貸主と会計年度単位で定期借家契約を締結して家賃を支払うとともに、再契約に当たっては、仲介に当たる不動産事業者に対し、いわゆる仲介手数料に相当する「再契約手数料」を支払った。

契約や支払事務の執行体制については、当初は各建設事務所が行ったが、平成23年8月から順次、本庁建築住宅課に移管し、12月からは同課で全ての事務を一元化して行い、平成24年4月からは建築指導課へ事務を移管した。

なお、平成24年3月末時点の借上げ住宅入居戸数及び人数は、2万5,522戸、6万4,313人であった。

イ 借上げ住宅家賃等に関する過誤払いの発生について

借上げ住宅の契約は、平成23年度末を終期とする定期借家契約となっていたことから、平成24年4月1日付けで再契約締結を行う必要が生じた。

しかし、2万5千件超にのぼる膨大な数の賃貸借について、初めての再契約事務と支払事務が一時に集中し、予想を上回る時間を要したため、再契約締結及びその後の家賃等の支払いが遅延し、貸主、仲介業者から催促の電話等が多数寄せられた。

この事務処理の遅延を早急に解消するため、平成24年4月中旬から5月中旬にかけて土木部職員延735人・日による緊急態勢を敷いて作業を急いだ結果、家賃支払いデータの重複入力などによる過誤払いが発生した。

なお、過誤払いの防止対策として、平成25年8月に借上げ住宅管理システムを新たに構築したため、以降は、同様の過誤払いは発生していない。

(2) 当該事業者に対する過誤払いの概要及び対応状況について

ア 過誤払いの概要

平成24年の借上げ住宅の家賃について、物件の貸主のみに支払うべきところ、誤って、不動産仲介業者である当該事業者にも二重に支払いを行ってしまったものの。

過誤払金については、当該事業者から貸主に支払われていたため、当該事業者においては、県に対して返還を行うとともに、その原資として貸主に重複払いとなった賃料の返還を求めることが必要となった。

イ 当該過誤払い事案への対応状況

建築総室における当該過誤払い事案に関する督促・納付交渉などの債権管理の主な対応状況は、以下のとおりである。

- 平成24年度 ・債権（重複払い家賃）の特定作業（約60件、約620万円）
一部返還 312,000 円
- 平成25年度 ・債権（重複払い家賃）ごとに督促状を発行、随時、状況確認及び督促のための電話及び訪問を実施
- 平成26年度 ・債権額5,910,471円を特定、当該事業者及び県の両者合意
残金 5,910,471 円
- 平成27年度 ・随時、状況確認及び督促のための電話及び訪問を実施
一部返還 2,692,471 円／残金 3,218,000 円
- 平成28年度 ・随時、状況確認及び督促のための電話及び訪問を実施
- 平成29年度 ・当該事業者から、貸主に対する文書作成の提案があり対応を協議、法務相談
- 平成30年度 ・再契約手数料との相殺を通知。連名文書について協議継続
- 平成31年度 ・再契約手数料との相殺による一部返還
一部返還 690,000 円／残金 2,528,000 円
- ・連名文書について協議継続
- ・貸主からの返還による一部返還
一部返還 360,000 円／残金 2,168,000 円
- ・再契約手数料との相殺による一部返還
一部返還 314,400 円／残金 1,853,600 円
- 令和2年度 ・貸主からの返還による一部返還
一部返還 120,000 円／残金 1,733,600 円
- ・当該業者との連絡が困難となった。法的措置の検討へ
- 令和3年度 ・当該業者との連絡困難継続。民事調停の申立てへ

(3) 民事調停について

令和3年12月2日 民事調停申立て（不当利得返還請求として、残金173万3,600円全額の支払いを求める）

令和4年6月7日 調停成立

令和4年6月24日 当該事業者から173万3,600円の支払い

(4) 事実証明書③及び当該請求人の提起した住民訴訟について

事実証明書③（支出命令書（11万円））については、請求人が提訴した以下の住民訴訟において確認された資料である。

<住民訴訟の概要>

令和2年に、借上げ住宅管理システムの不具合を原因とした家賃の過誤払い14件29万7,666円が発生した。システム不具合は無償で修正され、過誤払金は全額回収されているが、原告（請求人）は、「システム不具合に伴う過誤払い対応費用を、システム保守業者に損害賠償請求しないのは違法である」と主張し、怠る事実の確認請求を行っている。なお、原告が主張する県の損害額は15万4,000円である。

令和5年2月13日付 原告（請求人）、訴状提出

令和5年3月23日 第1回口頭弁論

令和5年4月25日 第2回口頭弁論

令和5年6月20日 第3回口頭弁論

令和5年8月3日 第4回口頭弁論

令和5年9月22日 第5回口頭弁論

2 建築総室の説明

建築総室は、本事案に関して次のような説明及び見解を示した。

(1) 令和5年8月8日受付福島県職員措置請求書について

ア 請求人が、「平成24年5月から9月まで借上げ住宅の賃料591万0,471円を過誤払いした約9年後に民事調停の申立てを行い調停が成立したことから、民事調停申立て理由に「再三にわたる返還請求に応じないため」と記載があることをもって、約9年間不当利得返還請求権を行使していない、すなわち『怠る事実』に該当する」と主張していることについて

平成26年度に過誤払金額を確定して以降、調停申立てまでの間に督促及び返還交渉を行うことにより返還請求権を行使し、平成27年度、令和元年度及び2年度に債権の一部を回収しており、請求人の「不当利得返還請求権を約9年間行

使せず怠った」との主張については、誤りであるとの説明があった。

イ 一部過誤払金や遅延損害金を免除することは違法であるとの主張について

民事調停により当該事業者への過誤払金の残金全額を回収しており、請求人が民事調停において過誤払金の一部を免除したとする主張については、誤りであるとの説明があった。

また、遅延損害金については、県側の責により生じた過誤払金であり、遅延損害金を請求していないとの説明があった。

(2) 令和5年9月14日請求人陳述における意見書について

ア 請求人が、請求人陳述において意見書を提出し「法第240条に基づき過誤払金について督促し、応じない場合は、法施行令第171条の2第3号により訴訟手続を行う義務があるにもかかわらず、約9年間訴訟手続を行わなかったことは、財産管理を怠る事実該当し違法である」と主張していることについて

法第240条に基づき、当該事業者に対して過誤払金について督促及び返還交渉を重ね、約9年間にわたって債権を順次回収し、民事調停によって残る債権の全額を回収したことから、法施行令第171条の2第3号の規定は適用されず、請求人の主張は誤りであるとの説明があった。

3 判断

(1) 県が、当該過誤払いの返還請求を怠っていたか。

民法第703条により、法律上の原因なく他人の財産によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

これを本件請求について確認した結果は、以下のとおりである。

平成24年に借上げ住宅の家賃を過誤払いしたことにより、県は、当該事業者に対し不当利得返還請求権を得た。建築総室は、当該事業者と債権債務の特定作業を進め、平成26年度にその金額を591万0,471円と特定するとともに、不当利得返還請求権を行使し、架電や訪問等により当該事業者の状況を随時確認し、令和

2年度までに417万6,871円を回収した。

その後、当該事業者と連絡が取れなくなり返還が滞ると、法的措置の検討を進め、令和3年12月、不当利得返還請求として残金173万3,600円の支払を求める民事調停の申立てを行い、翌年6月7日付けで調停が成立した。同月24日、当該事業者から173万3,600円が返還され、債権全額を回収した。

請求人は、借上げ住宅の賃料を過誤払いした約9年後に民事調停の申立てを行い調停が成立したこと、民事調停申立て理由に「再三にわたる返還請求に応じないため」と記載があることをもって、約9年間不当利得返還請求権を行使していない、すなわち「怠る事実」に該当すると主張している。

しかし、上述のとおり、建築総室においては、当該過誤払いの事実が判明して以降、不当利得返還請求権を継続して適切に行使し、過誤払金全額を回収している。

したがって、建築総室に、財産管理を怠る事実はない。

(2) 民事調停における和解等により、県に損害が発生しているか。損害が発生している場合、県が求償権行使を怠っていたか。

上記(1)のとおり、県に債権管理を怠る事実は認められず、民事調停における和解に基づく債権は全て回収されており、県に損害は発生していない。

第5 結論

本件請求についての監査の結果は、令和5年10月3日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

請求人の主張については、理由がないことから棄却する。